

令和4年1月定例総会議事録

日 時 令和4年1月19日（水） 午前9時35分～午前10時25分

場 所 佐賀市役所 4階 大会議室

出席者 別紙名簿のとおり

次 第 1. 開 会

2. 報 告

第1号 農地法第3条の3届出

第2号 農地法第18条合意解約通知

第3号 使用貸借解約通知

3. 局長専決処分報告

第1号 農地法第4条による届出

第2号 農地法第5条による届出

4. 議 案

第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請

第2号議案 農地法第4条の規定による許可申請

第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請

第4号議案 農用地利用集積計画 所有権移転

第5号議案 農用地利用集積計画 利用権設定

第6号議案 買入協議の適否の判断について

第7号議案 非農地通知について

5. 閉 会

午前 9 時 35 分 開会

○会長

それでは、今年初めての総会となりました。コロナの感染がだんだん大きくなる一方でございます。皆さん、体には十分注意して、農業委員活動に励んでいただきたいと思います。

また、昨日、私の友達で定年退職された方が夕方ちょっと遊びに来られたわけですよ。その中で、「最近、荒れた田んぼが増えてきたな」と話されたわけですよ、遊休農地のことです。ですから、私もそれに対しては大分心配をしています、皆さんも同様ですね。今後、遊休農地の解消ということで、地元でそういう案件がございましたら、推進委員さんと農業委員さんと手を組んで、なるだけ 1 件でも少なくなるように努力をしていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

それでは、先ほど報告がありましたとおり、本日の出席委員は 23 名で定足数に達しておりますので、ただいまから佐賀市農業委員会令和 4 年 1 月定例総会を開催します。

本日の付議すべき事項としては、報告第 1 号 農地法第 3 条の 3 届出 4 件、報告第 2 号 農地法第 18 条合意解約通知 15 件、報告第 3 号 使用貸借解約通知 11 件、局長専決処分報告第 1 号 農地法第 4 条による届出 2 件、局長専決処分報告第 2 号 農地法第 5 条による届出 4 件、議案としては、第 1 号議案 農地法第 3 条の規定による許可申請 8 件、第 2 号議案 農地法第 4 条の規定による許可申請 2 件、第 3 号議案 農地法第 5 条の規定による許可申請 15 件、第 4 号議案 農用地利用集積計画 所有権移転 9 件、第 5 号議案 農用地利用集積計画 利用権設定 55 件、第 6 号議案 買入協議の適否の判断について 1 件、第 7 号議案 非農地通知について 40 件。

以上となっております。

ここで皆さんに報告します。

現地調査については、南部は 1 月 11 日、北部は 1 月 12 日に行っております。

また、調査会については、南部が 1 月 13 日、北部が 1 月 14 日に開催したことを報告します。

会議に入る前にお断りします。議事進行上、発言される場合は挙手をして、議長が指名してから発言してください。

また、携帯電話をお持ちの方は、マナーモードにしてください。

本日の議事録署名人には、佐賀市農業委員会会議規程第 14 条第 2 項の規定に基づき、21 番委員の藤野委員、22 番委員の池田委員の両名を指名します。

それでは、今回「常設審議委員会」に意見を求めた議案書16ページ、20ページ及び21ページ、農地法第5条の規定による許可申請、審議番号2番及び12番から15番までの審議結果について、私から報告いたします。

令和4年1月17日に開催された第70回常設審議委員会において、佐賀市から意見を求めた農地法第5条関係2件については、「異議なし」として佐賀市農業委員会会長へ回答された。

以上で報告を終わります。

それでは、これより報告事項に入ります。

議案書1ページ及び2ページをお開きください。

報告第1号 農地法第3条の3届出

1・2・3・4

○会長

報告第1号 農地法第3条の3届出、報告番号1番から4番までの4件について御意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

意見なしということで、次に進みます。

次に、議案書3ページから6ページまでをお開きください。

報告第2号 農地法第18条合意解約通知

1～15

○会長

報告第2号 農地法第18条合意解約通知、報告番号1番から15番までの15件について御意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

意見なしということで、次に進みます。

次に、議案書7ページから9ページまでをお開きください。

報告第3号 使用貸借解約通知

1～11

○会長

報告第3号 使用貸借解約通知、報告番号1番から11番までの11件について御意見はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

意見なしということで、次に進みます。

次に、議案書10ページをお開きください。

局長専決処分報告第1号 農地法第4条による届出

1・2

○会長

局長専決処分報告第1号 農地法第4条による届出、報告番号1番及び2番の2件について御意見はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

意見なしということで、次に進みます。

次に、議案書11ページ及び12ページをお開きください。

局長専決処分報告第2号 農地法第5条による届出

1・2・3・4

○会長

局長専決処分報告第2号 農地法第5条による届出、報告番号1番から4番までの4件について御意見はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

意見なしということで、次に進みます。

次に、議案書13ページ及び14ページをお開きください。

第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請

1・2・3・4・5

○会長

第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請、審議番号1番から5番までの5件を議題とします。

南部調査会の審査の報告をお願いします。

○南部調査会長

報告します。

審議番号1番の案件は遺贈の案件、審議番号2番及び4番の2件は贈与の案件、審議番号3番及び5番の2件は普通売買の案件です。

各案件については、地元農業委員及び推進委員による現地調査を含め、取得後、全ての農地を効率的に利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係などを見て問題がないこと、また、面積要件も満たしていることから、別添の調査書のとおり、農地法第3条第2項各号には該当していないため、許可要件の全てを満たすと判断し、申請どおり許可相当として、総会へ送ることに決定したものです。

以上で報告を終わります。

○会長

ありがとうございました。

ここで皆さんにお諮りします。

この5件については、一括審議・一括採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

異議なしと認めます。よって、この5件については、一括審議・一括採決を行います。

それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この5件について、申請どおり許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

異議なしと認めます。よって、審議番号1番から5番までの5件については、申請どおり許可することに決定しました。

次に、議案書14ページをお開きください。

第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請

6・7・8

○会長

審議番号6番から8番までの3件を議題とします。

北部調査会の審査の報告をお願いします。

○北部調査会長

報告します。

審議番号6番から8番までの3件は、普通売買の案件です。

各案件については、地元農業委員及び推進委員による現地調査を含め、取得後、全ての農地を効率的に利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係などを見て問題がないこと、また、面積要件も満たしていることから、別添の調査書のとおり、農地法第3条第2項各号には該当していないため、許可要件の全てを満たすと判断し、申請どおり許可相当として総会へ送ることに決定したものです。

以上で報告を終わります。

○会長

ありがとうございました。

ここで皆さんにお諮りします。

この3件については、一括審議・一括採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

異議なしと認めます。よって、この3件については、一括審議・一括採決を行います。

それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この3件について、申請どおり許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

異議なしと認めます。よって、審議番号6番から8番までの3件については、申請どおり許可することに決定しました。

次に、議案書15ページをお開きください。

第2号議案 農地法第4条の規定による許可申請

1・2

○会長

第2号議案 農地法第4条の規定による許可申請、審議番号1番及び2番の2件を議題とします。

北部調査会の審査の報告をお願いします。

○北部調査会長

報告します。

第2号議案 農地法第4条の規定による許可申請、審議番号1番は、転用目的が「農家住宅の敷地拡張」の案件で、申請人は、農業を営んでいますが、既存の農作業場が手狭になったため、新たに駐車場及び農作業場の増設を計画し、申請されたものです。

地元農業委員の説明などから、転用実施の確実性や転用面積の必要性、周辺への被害防除計画等について問題ないことを確認し、また、申請地の一部を許可無く転用されていたことについても悪意は認められず、許可相当と判断しました。

農地区分は、「水管及び下水道管が埋設されている幅員4m以上の道路の沿道の区域で、かつ、500m以内に2つ以上の医療施設が存する農地」に該当するため、第3種農地エの（ア）のaの（a）。

許可基準は、「許可し得る」に該当するため、第3種農地エの（イ）と決定しております。

審議番号2番は、転用目的が「広告用看板用地」の案件で、委員による現地調査を行いました。

申請人は、農業を営んでいますが、申請地は国道買収に伴い残地となった細長い狭小な農

地で、看板設置の要望もあることから、申請地を広告用看板用地といたく申請されたものです。

地元農業委員の説明などから、転用面積の必要性や周辺への被害防除計画等について問題ないことを確認し、また、申請地を許可無く転用されていたことについても悪意は認められず、許可相当と判断しました。

農地区分は、「水管及び下水道管が埋設されている幅員4m以上の道路の沿道の区域で、かつ、500m以内に2つ以上の医療施設が存する農地」に該当するため、第3種農地エの（ア）のaの（a）。

許可基準は、「許可し得る」に該当するため、第3種農地エの（イ）と決定しております。

以上のことから、この2件については、申請どおり許可相当として、総会へ送ることに決定したものです。

以上で報告を終わります。

○会長

ありがとうございました。

それでは、審議番号1番について質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、申請どおり許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

異議なしと認めます。よって、審議番号1番については、申請どおり許可することに決定しました。

次に、審議番号2番について質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、申請どおり許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

異議なしと認めます。よって、審議番号2番については、申請どおり許可することに決定しました。

次に、議案書16ページ及び17ページをお開きください。

第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請

1・2・3・4・5

○会長

第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請、審議番号1番から5番までの5件を議題とします。

南部調査会の審査の報告をお願いします。

○南部調査会長

報告します。

審議番号1番の案件は、転用目的が「農業用倉庫」の農振用途区分の変更を経た案件で、申請人は農業を営んでいますが、既存の農業用倉庫が手狭になったため、今般、新たに農業用倉庫を建設することを計画したところ、申請地は、自宅や耕作地の近隣で管理がしやすいことから適地と判断し、申請されたものです。

地元農業委員の説明などから、転用実施の確実性や転用面積の必要性、周辺への被害防除計画等について問題ないことを確認し、許可相当と判断しました。

農地区分は、「市町村が定める農業振興地域整備計画において、農用地区域内にある農地」に該当するため、農用地アの（ア）。

許可基準は、「用途区分の変更」に該当するため、農用地アの（イ）のbと決定しております。

審議番号2番は、転用目的が「建売分譲住宅」の案件で、委員による現地調査を行い、調査会において申請人説明を求めました。

申請地は、閑静な集落内に位置し、下水道も整備され、住環境が良いことから適地と判断し、申請されたものです。

委員から、申請地南側水路に排水するための既存ヒューム管について、2本の内のどちらを利用する計画かを確認したところ、現時点では、管の中の状態を確認できないため、工事

で掘削する際に河川管理者と協議して、1本に決定する旨の説明がありました。

また、委員より、隣接する宅地から申請地側に庭木の枝が越境していることについて確認したところ、越境している枝は切ることで宅地所有者と協議済みであるとの回答を得ました。

さらに、委員から、申請地東側の市道付近に設置されるカーブミラーについて、より見やすい位置に設置できないか確認したところ、当初、設置を検討していた場所の地権者から同意を得られなかったため、最終的に現在の場所に設置することになった旨の説明がありました。

その他、転用実施の確実性や転用面積の必要性、周辺への被害防除計画等について問題ないことを確認し、許可相当と判断しました。

農地区分は、「水管等が埋設されている幅員4m以上の道路の沿道の区域で、かつ、500m以内に2つ以上の医療施設が存する農地」に該当するため、第3種農地エの（ア）のaの（a）。

許可基準は、「許可し得る」に該当するため、第3種農地エの（イ）と決定しております。

審議番号3番は、転用目的が「駐車場」の農振除外を経た案件で、調査会において申請人説明を求めました。

申請人は、土木建設業を営んでいますが、申請地西側の家屋を社員寮として利用するにあたり、申請地を社員駐車場として整備したく申請されたものです。

委員から、申請地南側の境界部分にある既存コンクリートブロックの撤去の有無について確認したところ、申請人より、この部分は通路になるため、社員の転倒防止の観点から、コンクリートブロックは撤去する計画である旨の回答がありました。

また、委員から、申請地からの雨水排水については、土地利用計画図どおりの排水をお願いしたい旨の意見が出され、申請人からは、了承する旨の回答がありました。

その他、代替性や転用実施の確実性、転用面積の必要性、周辺への被害防除計画等について問題ないことを確認し、許可相当と判断しました。

農地区分は、「中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地」に該当するため、第2種農地カの（ア）。

許可基準は、「周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得る」に該当するため、第2種農地カの（イ）と決定しております。

審議番号4番は、転用目的が「一般住宅」の案件で、申請人は、現在、借家に居住してい

ますが、今般、住宅の建設を計画したところ、申請地は実家に隣接していることから適地と判断し、申請されたものです。

地元農業委員の説明などから、代替性や転用実施の確実性、転用面積の必要性、周辺への被害防除計画等について問題ないことを確認し、許可相当と判断しました。

農地区分は、「中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地」に該当するため、第2種農地カの（ア）。

許可基準は、「周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得る」に該当するため、第2種農地カの（イ）と決定しております。

審議番号5番は、転用目的が「分家住宅」の農振除外を経た案件で、申請人は現在、借家に居住していますが、今般、住宅の建設を計画したところ、申請地は実家に隣接しているため、適地と判断し、申請されたものです。

委員から、申請地南西部分の同時利用地となる水路占用部分について確認したところ、事務局より、この部分は、登記上は水路となっているが、現況は水路ではないため、水路管理者との協議を行った結果、この部分を通路の一部として占用する計画となった旨の説明がありました。

その他、代替性や転用実施の確実性、転用面積の必要性、周辺への被害防除計画等について問題ないことを確認し、許可相当と判断しました。

農地区分は、「特定土地改良事業等の施行に係る区域内にある農地」に該当するため、第1種農地イの（ア）のb。

許可基準は、「住宅その他周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」に該当するため、第1種農地イの（イ）のcの（e）と決定しております。

以上で報告を終わります。

○会長

ありがとうございました。

それでは、審議番号1番について質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、申請どおり許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

異議なしと認めます。よって、審議番号1番については、申請どおり許可することに決定しました。

次に、審議番号2番について質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、申請どおり許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

異議なしと認めます。よって、審議番号2番については、申請どおり許可することに決定しました。

次に、審議番号3番について質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、申請どおり許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

異議なしと認めます。よって、審議番号3番については、申請どおり許可することに決定しました。

次に、審議番号4番について質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、申請どおり許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

異議なしと認めます。よって、審議番号4番については、申請どおり許可することに決定しました。

次に、審議番号5番について質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、申請どおり許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

異議なしと認めます。よって、審議番号5番については、申請どおり許可することに決定しました。

次に、議案書17ページから21ページまでをお開きください。

第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請

6・7・8・9・10・11・12・13・14・15

○会長

審議番号6番から15番までの10件を議題とします。

北部調査会の審査の報告をお願いします。

○北部調査会長

報告します。

審議番号6番から11番までの6件は、転用目的が「建売分譲住宅」の案件で、一体のものとして申請されているため、一括審議・一括採決とし、委員による現地調査を行い、調査会において申請人説明を求めました。

申請地は、閑静な集落内にあり、下水道も整備されており、住環境が良いため住宅地に適地と判断し、申請されたものです。

地元委員から、申請地南側市道は道路幅が狭く交通量が多いため、入口となる交差点部分にカーブミラーを設置するなどの対策を検討して欲しい旨の要望が出されました。

また、現地調査の際、委員より、計画地の北西部分に残る保留地について確認したところ、

事務局より、保留地の地目は雑種地であり、地積は116.99㎡で、形状も不整形であるため、これについては1号地の建売分譲面積には含めずに、1号地を購入した方に無償で譲渡する計画である旨、申請人から伺っているとの説明を受けました。

その他、代替性や転用実施の確実性、転用面積の必要性、周辺への被害防除計画等について問題ないことを確認し、許可相当と判断しました。

農地区分は、260番2、263番、264番、266番及び278番33については、「概ね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地」に該当するので、第1種農地イの（ア）のa。

許可基準は、「住宅その他周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」に該当するので、第1種農地イの（イ）のcの（e）と決定しております。

また、277番4の農地区分は、「水管及び下水道管が埋設されている幅員4m以上の道路の沿道の区域で、かつ、500m以内に2つ以上の医療施設が存する農地」に該当するため、第3種農地エの（ア）のaの（a）。

許可基準は、「許可し得る」に該当するため、第3種農地エの（イ）と決定しております。

また、255番、257番及び270番の農地区分は、「中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地」に該当するので、第2種農地カの（ア）。

許可基準は、「周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得る」に該当するので、第2種農地カの（イ）と決定しております。

審議番号12番から15番までの4件も、転用目的が「建売分譲住宅」の案件で、一体のものとして申請されているため、一括審議・一括採決とし、委員による現地調査を行い、調査会において申請人説明を求めました。

申請地は、近隣に教育施設があり、住環境が良いため住宅地に適地と判断し、申請されたものです。

委員から、申請地西側が現在工事中であり、交通量も多い場所であるため、工事の際は十分に注意してほしい旨の意見がありました。

その他、代替性や転用実施の確実性、転用面積の必要性、周辺への被害防除計画等について問題ないことを確認し、許可相当と判断しました。

農地区分は、「中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地」に該当するため、第2種農地カの（ア）。

許可基準は、「周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得る」に該当するため、第2種農地カの（イ）と決定しております。

以上のことから、この10件については、申請どおり許可相当として総会へ送ることに決定したものです。

以上で報告を終わります。

○会長

ありがとうございました。

ここで皆さんにお諮りします。

先ほど北部調査会長から報告がありましたとおり、審議番号6番から11番までの6件については、転用目的が「建売分譲住宅」の案件で、一体のものとして申請されたものです。

そこで、この6件については、一括審議・一括採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

異議なしと認めます。よって、この6件については、一括審議・一括採決を行います。

それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この6件について、申請どおり許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

異議なしと認めます。よって、審議番号6番から11番までの6件については、申請どおり許可することに決定しました。

ここで皆さんにお諮りします。

先ほど北部調査会長から報告がありましたとおり、審議番号12番から15番までの4件についても、転用目的が「建売分譲住宅」の案件で、一体のものとして申請されたものです。

そこで、この4件については、一括審議・一括採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

異議なしと認めます。よって、この4件については、一括審議・一括採決を行います。

それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。はい、どうぞ。

○委員

各住宅が、全部見てみますと合併浄化槽になっていると思います。この付近は市の下水道計画とか、そういうものはありますか。それとも、下水道計画の中でこの部分は外れているのでしょうか、その辺をちょっとお伺いしたい。

○会長

事務局どうぞ。

○事務局

この地区につきましては下水道の計画はなくて、全て合併浄化槽で処理するということが決定しているとのことでした。

以上です。

○会長

今の事務局の説明でいいですか。

○委員

そういう中で、各水路に最終的には入ると思いますけれども、その辺の水路に関する生産組合等の同意とか、そういうものももらっておられますでしょうか。

○会長

事務局どうぞ。

○事務局

排水同意書については出ております。

以上です。

○会長

委員、今の説明でよろしいですか。

○委員

はい、分かりました。

○会長

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この4件について、申請どおり許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

異議なしと認めます。よって、審議番号12番から15番までの4件については、申請どおり許可することに決定しました。

次に、議案書22ページから24ページまでをお開きください。

第4号議案 農用地利用集積計画 所有権移転

1・2・3・4・5・6・7・8・9

○会長

第4号議案 農用地利用集積計画 所有権移転、審議番号1番から9番までの9件を議題とします。

南部調査会の審査の報告をお願いします。

○南部調査会長

報告します。

審議番号1番から9番までの9件：76,858㎡について、調査会において審議したところ、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているため、計画どおり承認相当として、総会へ送ることに決定したものです。

以上で報告を終わります。

○会長

ありがとうございました。

ここで皆さんにお諮りします。

この9件については、一括審議・一括採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

異議なしと認めます。よって、この9件については、一括審議・一括採決を行います。

それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この9件について、計画どおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

異議なしと認めます。よって、審議番号1番から9番までの9件については、計画どおり承認することに決定しました。

次に、議案書25ページから33ページまでをお開きください。

第5号議案 農用地利用集積計画 利用権設定

1～39

○会長

第5号議案 農用地利用集積計画 利用権設定、審議番号1番から39番までの39件を議題とします。

南部調査会の審査の報告をお願いします。

○南部調査会長

報告します。

審議番号1番から39番までの39件

新規 10件： 61,359㎡

更新 29件： 161,843.70㎡

について、調査会において審議したところ、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているため、計画どおり承認相当として総会へ送ることに決定したものです。

以上で報告を終わります。

○会長

ありがとうございました。

ここで皆さんにお諮りします。

この39件については、一括審議・一括採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

異議なしと認めます。よって、この39件については、一括審議・一括採決を行います。

それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。委員どうぞ。

○委員

議案書27ページの審議番号10番の利用権設定ですけど、新規で賃借料が無償となっているんですけど、これは何か作りにくいとか、そういった理由があるんですかね。

○会長

地元委員から説明をお願いします。

○委員

ここは、今まで不耕作地で荒れた土地だったんですが、それをやっとなり手が見つかるといって決まったということです。ここ数年、かなり雑草が繁茂したところで、そういうことで、復旧にかかる経費が多くかかるということで、当分の間、無償となったということです。

以上です。

○会長

委員、今の説明でよろしいですか。

○委員

はい、分かりました。ありがとうございます。

○会長

ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この39件については、計画どおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

異議なしと認めます。よって、審議番号1番から39番までの39件については、計画どおり承認することに決定しました。

次に、議案書33ページから37ページまでをお開きください。

第5号議案 農用地利用集積計画 利用権設定

40～55

○会長

審議番号40番から55番までの16件を議題とします。

北部調査会の審査の報告をお願いします。

○北部調査会長

報告します。

審議番号40番から55番までの16件

新規 7件： 37,035㎡

更新 9件： 41,857㎡

について、調査会において審議したところ、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているため、計画どおり承認相当として総会へ送ることに決定したものです。

以上で報告を終わります。

○会長

ありがとうございました。

ここで皆さんにお諮りします。

この16件については、一括審議・一括採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

異議なしと認めます。よって、この16件については、一括審議・一括採決を行います。

それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この16件について、計画どおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

異議なしと認めます。よって、審議番号40番から55番まで16件については、計画どおり承認することに決定しました。

次に、議案書38ページをお開きください。

第6号議案 買入協議の適否の判断について

1

○会長

第6号議案 買入協議の適否の判断について、審議番号1番を議題とします。

南部調査会の審査の報告をお願いします。

○南部調査会長

報告します。

審議番号1番について、調査会において審議したところ、農業経営基盤強化促進法第16条第1項の要件を満たしており、買入協議の要請相当として総会へ送ることに決定したものです。

以上で報告を終わります。

○会長

ありがとうございました。

それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、買入協議の要請を行うことに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

異議なしと認めます。よって、審議番号1番については、買入協議の要請を行うことに決

定しました。

次に、議案書44ページをお開きください。

第7号議案 非農地通知について

26

○会長

第7号議案 非農地通知について、審議番号26番を議題とします。

ここで皆さんにお諮りします。

この案件は、〇〇委員本人の案件になっており、農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限に該当します。

そこで、〇〇委員には一時退室していただき、審議の順序を変更し、この案件を先に審議したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

異議なしと認めます。よって、この案件を先に審議することに決定しました。

それでは、〇〇委員、退室願います。

〔委員 退室〕

○会長

それでは、北部調査会の審査の報告をお願いします。

○北部調査会副会長

報告します。

審議番号26番について、地元推進委員による現地調査を含め、調査会において審議したところ、申出地は、山林・原野化しているため、非農地相当と判断し、総会へ送ることに決定したものです。

以上で報告を終わります。

○会長

ありがとうございました。

それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、非農地とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

異議なしと認めます。よって、審議番号26番については、非農地とすることに決定しました。

○○委員の入室をお願いいたします。

〔委員 入室〕

○会長

次に、議案書39ページから47ページまでをお開きください。

第7号議案 非農地通知について

26を除く 1～40

○会長

審議番号26番を除く、審議番号1番から40番までの39件を議題とします。

北部調査会の審査の報告をお願いします。

○北部調査会長

報告します。

審議番号26番を除く、審議番号1番から40番までの39件について、地元農業委員及び推進委員による現地調査を行い、調査会において審議したところ、いずれの農地も、山林・原野化しているため非農地相当と判断し、総会へ送ることに決定したものです。

以上で報告を終わります。

○会長

ありがとうございました。

ここで皆さんにお諮りします。

この39件については、一括審議・一括採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

異議なしと認めます。よって、この39件については、一括審議・一括採決を行います。

それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この39件について、非農地とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

異議なしと認めます。よって、審議番号26番を除く、審議番号1番から40番までの39件については、非農地とすることに決定しました。

お諮りします。

佐賀市農業委員会令和4年1月定例総会議事録について、その字句、その他の整理を要するものについては、その整理を農業委員会会長に委任されたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

異議なしと認めます。よって、農業委員会会長に委任することに決定しました。

これをもちまして、本日の議事は全て終了しました。

佐賀市農業委員会令和4年1月定例総会を閉会します。

本日はありがとうございました。

午前10時25分 閉会